

---

---

# 労働保険事務組合 事務手続解説

---

---

福井労働局労働保険徴収室  
労働基準監督署  
ハローワーク(公共職業安定所)

# 目 次

## 第1章 労働保険事務組合制度

I 事務組合制度の趣旨	1
II 事務組合の定義	1
III 母体団体の責任	2
IV 事務組合の責任	2
V 事務組合業務の認可取消	3
VI 委託できる事業主の範囲	3
VII 委託できる事務の範囲	4
VIII 労働保険番号の付与	5
IX 中小事業主等の労災保険特別加入制度	6

## 第2章 労働保険事務組合の事務処理

I 事務組合及び母体団体等に関する届出等事務	7
II 委託に関する事務	13
III 委託事業場に関する届出等事務	17
IV 継続事業の一括	31
V 労災保険のメリット制について	37

## 第3章 労働保険料の申告と納付

I 年度更新について	39
II 年度更新に伴う労働保険料の内部処理	60
III 年度更新後の事務処理について	62
IV 労働保険料の口座振替納付制度	80

## 第4章 労働保険事務組合の備付け帳簿、書類

I 法定帳簿の備付け	83
II 帳簿及び書類の保管（保存）	97

## 第5章 労働保険事務組合の経理

I 一般的留意事項	98
II 労働保険料口座	98

## 第6章 労働保険事務組合に対する助成制度

I 報奨金制度(定率・定額分) .....	99
II 報奨金制度(電子化分) .....	124

## 第7章 労災保険のしくみ

I 労災保険制度 .....	127
II 給付内容について .....	127

## 第8章 中小事業主等の特別加入に関する手続

I 特別加入者の範囲 .....	130
II 中小事業主等の特別加入の申請手続と加入後の変更及び脱退の手続 .....	131

## 第9章 雇用保険のしくみと手続

I 雇用保険制度 .....	139
II 雇用保険の適用について .....	139
III 適用事業所に関する諸手続について .....	140
IV 被保険者について .....	141
V 被保険者に関する届出について .....	145
VI 雇用保険被保険者証について .....	146
VII 賃金について .....	146

# 第1章 労働保険事務組合制度

## I 事務組合制度の趣旨

労働保険の保険加入手続や労働保険料の申告・納付の手続、雇用保険の被保険者に関する手続、石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」）に基づく一般拠出金の納付手続など、労働保険及び一般拠出金に関する事項（以下「労働保険事務」）の処理は、専門の担当者を置くことのできない中小企業の事業主にとっては、負担となることが少なくありません。そこで、中小事業の事業主を構成員とする事業協同組合、商工会などの事業主の団体が厚生労働大臣の認可を受け、委託を受けた事業主等に代わって労働保険事務の処理をすることを認めた制度を労働保険事務組合制度とといいます。

このことにより、事業主の事務処理面の負担の軽減を図るとともに、労働保険の適用促進を図る観点からも労働保険事務組合制度の果たすべき役割は大きいものがあります。

## II 事務組合の定義

1. 労働保険事務組合（以下「事務組合」）とは、中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合又は協同組合連合会その他の事業主団体又はその連合団体（以下「団体」）が、その構成員である事業主又はその構成団体の構成員である事業主並びに当該構成員でない事業主であって一定の範囲のものの委託を受けて労働保険事務を処理するために、厚生労働大臣の認可（都道府県労働局長（以下「労働局長」）に委任）を受けた場合に、その認可を受けた事業主団体等の呼称です。  
したがって、事務組合の認可を受けたことによって全く新しい団体が設立されるわけではなく、既存の事業主の団体等がその事業の一環として、事業主が処理すべき労働保険事務を代理して処理するものであって、事務組合たる団体等の組織は当該既存の団体等のそれと同一です。
2. 事務組合の認可を受けることのできる団体等としては、定款、規約等で定める事業内容からみて労働保険事務の処理が可能なるものであることが必要です。なお、団体等が法人であるかいはなかなは問いませんが、法人でない団体等にあつては代表者の定めがあることのほか、団体等の事業内容、構成員の範囲が定款等において明確に定められ、団体制が明確でなければなりません。
3. 事務組合は事業主の代理人として、労働保険料その他労働保険に関する事務を処理するものですが、通常の代理人とは異なり、政府との関係において、一定の要件の下に通常の代理人としての責任以上に特別の責任を負うこととされています。
4. 事務組合は、事業主の代理人として労働保険事務を処理するものであって、健康保険法の規定に基づき設立される健康保険組合のように保険者として保険事業を管掌するものではありません。
5. 事務組合は、事業主の代理人として「労働保険事務組合事務処理規約」（以下「事務処理規約」）に基づき労働保険事務を処理します。

### Ⅲ 母体団体の責任

団体の事業の一環として労働保険事務を行うことについて認可するのが事務組合制度ですから、団体なくして事務組合の運営が行われることはありません。言い換えれば事務組合は団体自らの責任において運営されることとなります。

#### 1. 事務組合の運営を管理する責任

事務組合としての労働保険事務は定款等団体の根本となる事項を定めた規則（以下「定款」）に定められ、団体の事業として運営されるものですから団体の他の事業と同様に適正な管理をしなければならない責任があります。

#### 2. 事務組合を健全に運営する責任

事務組合としての労働保険事務が法的、経済的、社会的に健全な運営がなされるためには、団体自体の運営が健全でなければなりません。団体運営が充実してこそ事務組合も健全な発展を遂げることができるのです。

#### 3. 「事務組合の責任」を果たす責任

事務組合の責任は関係法令等に定められた事項について事務処理を行う他、団体構成員との委託契約内容を表わした「事務処理規約」に基づいて事務処理を行うことですが、事務組合とは、団体が事務組合業務を行える一種の資格ですから、これらの内容については団体自体が責任をもって対処しなければなりません。

### Ⅳ 事務組合の責任

1. 労働保険関係法令の規定により委託事業主が国に納付しなければならない労働保険料等を徴収する仕事を行う責任があります。
2. 事務組合の委託事業主が労働保険関係法令の規定による労働保険料その他の徴収金の納付のため、金銭を事務組合に交付したときは、その金額の限度で、事務組合は国に当該徴収金の納付を行う責任が生じます。
3. 労働保険関係法令の規定により国が徴収金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について事務組合の責めに帰すべき理由があるときは、その限度で事務組合は国に対して当該徴収金の納付を行う責任が生じます。
4. 国が委託事業主に対して行うべき労働保険関係法令の規定による労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付については事務組合に行います。事務組合がこれを受けた場合には当該事業主に伝える責任があります。
5. 厚生労働省令等で定めるところにより、労働保険事務に関する諸帳簿等を団体の事務所に備え付けておかなければなりません。

6. 事務組合は労働保険事務を処理するうえで必要な資料等を委託事業主から受け、又は委託事業主へ与えなければなりません。その事務処理を円滑、適正に行うために、日頃から事務組合は委託事業主を指導しておかなければなりません。
7. 事務組合の虚偽の届出報告証明等によって不正受給が行われた場合には当該不正受給者と連帯して受給金額を返還しなければなりません。また、故意に過少申告して保険料の徴収を免れた場合には当該保険料と追徴金を納付しなければなりません。

## **V 事務組合業務の認可取消**

許可を受けた事務組合が次のいずれかに該当する場合には許可を取り消すことがあります。

1. 労働保険関係法令の規定に違反したとき
2. 労働保険事務の処理を怠ったとき
3. 労働保険事務の処理が著しく不正であるとき
4. 認可基準の規定に反するとき
5. 認可時に付した条件に反するとき

## **VI 委託できる事業主の範囲**

### **1. 事務組合に労働保険事務を委託できる事業主の範囲**

事務組合として認可を受けた母体となる団体の構成員及び構成員以外の事業主で(1)～(3)に該当する事業主です。

- (1) 日本標準産業分類による金融業、保険業、不動産業、小売業にあつては、その使用する労働者数が常時 50 人以下の事業主
- (2) 卸売業、サービス業にあつては、その使用する労働者数が常時 100 人以下の事業主
- (3) 上記以外の業種は、その使用する労働者数が常時 300 人以下の事業主

### **2. 構成員以外の事業主の利用の取り扱い**

- (1) 事務組合制度本来の目的が団体構成員たる中小事業主に対する労働保険に関する指導援助にあり、こうした構成員を基本とした団体の的確な運営基盤のうえに事務組合制度の運営が確保される趣旨からみて構成員以外の事業主（以下「員外者」）の委託は例外的な措置です。
- (2) 員外者とは、団体設立の趣旨及びその構成員としての加入要件等、団体設立の基本法令上当然に構成員となることができない者その他構成員となることを要しない者であつて、事務組合に事務処理を委託しなければ労働保険の加入が困難であるもの、その他委託により事務処理の負担が軽減されると認められるものがこれに該当します。
- (3) 団体設立の準拠法令等に員外者利用の制限に関する規定がある場合は、その範囲内とし、その規定がない場合は全委託事業主の 100 分の 20 以内に限られます。

### 〈委託事業主の範囲に関する留意点〉

- ア 労働者数が「常時 300（100、50）人以下」とは、常態としてその人数以下の労働者を使用することをいいます。一時的に超えることとなった場合でも、常態としてその人数以下であれば「常時 300（100、50）人以下」に該当します。
- イ 「常時 300（100、50）人以下」とは、個々の事業場単位ではなく、企業全体の労働者数となります。したがって、一つの企業に工場、支店等がいくつもあるときは、それぞれに使用される労働者の数を合計したものとなります。ただし、同一事業主が、場所的に独立した異業種事業（例えば、製造業と小売業）を営む場合は、労働者数の計算にあたっては、それぞれの事業を別個の事業として取扱います。
- ウ 適用事業としての事務組合の母体団体の事業場については本来、委託関係が存在することはありえませんが、便宜上委託と同様の取扱いをします。
- ただし、この場合は個別事業主として自らの労働保険事務を併せ処理しているものにほかならず、徴収法第 33 条第 1 項にいう「構成員である事業主の委託」を受けて処理するものではありませんから、報奨金の算定基礎には含まれません。

## Ⅶ 委託できる事務の範囲

事務組合が事業主の委託を受けて処理することができる労働保険事務は、事業主が行うべき「労働保険料の納付その他労働保険に関する事務（印紙保険料に関する事項を除く。）と一般拠出金に関する事務」のすべてで、その具体的範囲は次のとおりです。

### 1. 事務組合に委託できる労働保険事務の範囲

- (1) 概算保険料、確定保険料その他労働保険料と一般拠出金（以下「労働保険料等」）及びこれに係る徴収金の申告・納付に関する事務
- (2) 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届等の提出に関する事務
- (3) 雇用保険の被保険者資格の取得及び喪失の届出、被保険者の転勤の届出その他雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務
- (4) 労災保険の特別加入申請、変更申請、脱退申請等に関する事務
- (5) 労働保険事務処理委託、委託解除に関する事務
- (6) その他労働保険の適用徴収に係る申請、届出、報告等に関する事務

### 2. 事務組合に委託できない労働保険の事務

- (1) 印紙保険料に関する事務
- (2) 労災保険の保険給付及び社会復帰促進等事業として行う特別支給金に関する請求書等に係る事務手続き及びその代行
- (3) 雇用保険の保険給付に関する請求書等に係る事務手続き及びその代行
- (4) 雇用保険の雇用安定事業及び能力開発事業に係る事務手続き及びその代行





### 3. 委託事業ごとの労働保険番号

委託事業ごとの労働保険番号は、事務組合に付された基幹番号の次に委託ごとの「枝番号」を順次付与します。

なお、委託事業の数が多くなり、「枝番号」が999に達したときは、前記2の表の予備コードを用いた新しい「基幹番号」が付与されることとなります。

## Ⅹ 中小事業主等の労災保険特別加入制度

本来ならば労災保険の保護の対象にならない中小事業主及び家族従事者も、事務組合に労働保険事務の処理を委託することにより労災保険の適用を受けることができます。

### 1. 中小事業主等の特別加入の範囲

- (1) 労働者を年間通じて1人以上使用する場合はもちろん、労働者を使用する日数の合計が年間100日以上となることが見込まれる場合も含まれます。
- (2) 数次の請負による建設事業の下請けを行う事業主も中小事業主等の特別加入の「事業主」として取扱われます。この場合、自ら行う小工事について、あらかじめ「有期事業の一括」扱いの保険関係を成立させておく必要があります。
- (3) 労働者以外の者で、その中小事業主が行う事業に従事している家族従事者なども特別加入することが出来ます。
- (4) 株式会社などの法人の役員のうち、労働に従事しその代償として賃金を得ている者は労働者となりますが、法人その他の団体である場合の代表者以外の役員（労働者に該当しない者）は、この中小事業主に従事する者として特別加入することができます。

### 2. 中小事業主等の特別加入申請手続

特別加入するには「特別加入申請書（中小事業主等）」を、事務組合を管轄する労働基準監督署を経由し福井労働局に提出し、その承認を受ける必要があります。

## Ⅱ 委託に関する事務

### 1. 委託を受ける場合

- (1) 事業主から「労働保険事務等委託書」(組様式第1号、以下「委託書」)を複写により2部提出させてください。
- (2) 委託承認の可否にあたっては、事務組合内部の決裁を受けたうえで、委託承認の可否及び必要事項を記載し一部を事業主に交付してください。
- (3) 委託を承諾した場合には労働保険番号を振出し労働保険番号欄に記入します。  
(二元適用事業において基幹番号の末尾が2、5、6というように複数の番号振出を必要とする場合は、それぞれの番号を記入します。)
- (4) 委託を承諾し委託書を交付する際は、事務処理規約を必ず添付してください。
- (5) 委託書の手続きが完了したら速やかに「保険関係成立届(事務処理委託届)」の届出を行い、併せて法定帳簿(第4章参照)を作成整備し労働保険事務の手続きに支障の無いようにしておいてください。また、委託書は簿冊に綴じ込み整理保管してください。

#### 〈留意事項〉

- ア 委託関係の締結は以後の事務組合の行う事務処理の前提となる大切な事柄ですから、必ず書面により行ってください。
- イ いわゆる委託替えの場合は、事業主の意思を損なう結果とならないよう、また、事務組合間に無用の摩擦が生じないように注意してください。

### 2. 委託解除する場合

#### (1) 事業主の申し出により委託解除する場合

- ア 事業主から「労働保険事務等委託解除通知書」(組様式第11号、以下「解除通知書」)を事務処理規約で定めた日までに、複写により2部提出させてください。
- イ 委託解除の可否に当たっては、事務組合内部の決裁を受けたうえで解除通知書の下部(承認書)に必要事項を記載し、一部を事業主に交付してください。
- ウ 前記1の(3)のように複数の番号を有している場合は、それぞれの番号に係る解除通知書を作成してください。

#### (2) 事務組合から委託解除する場合

- ア 解除通知書に解除の理由を明記して、中段の通知者欄に事務組合名及び事務組合の代表者名を記載し、事務処理規約で定めた日までに事業主に交付してください。
- イ 解除通知書の下部(承認書)に事業所名及び事業主名の記載をしてもらったうえで回収し、事務組合で保管してください。

#### 〈留意事項〉

委託関係を解除し個別加入となる事業主に対しては、直ちに個別事業としての労働保険関係成立に関する届出手続きを一元適用事業であれば監督署に、二元適用事業であれば監督署並びに安定所に行くよう指導してください。

### 3. 委託事業主に対する指導

委託事業主に対しては、次のことを指導し、励行させてください。

- (1) 労働者名簿を備えつけること。
- (2) 出勤簿を備えつけること。
- (3) 労働者別の賃金台帳を作成し、賃金の支払い状況を明確に記入すること。  
特に交通費（通勤手当）の記載漏れの無いようにすること。
- (4) 賃金を支払うときは雇用保険料の被保険者負担保険料額を算定し、その都度控除すること。
- (5) 次の場合は、速やかに事務組合に連絡させること。
  - ア 事業主の氏名、住所又は事業場の名称、所在地、事業の種類などに変更があったとき。
  - イ 労働者について雇入、所定労働時間の変更、退職、転勤又は氏名の変更があったとき。

# 労働保険事務等委託書

法人番号 

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

事業場名	株式会社 ハローワーク商事	常時使用 労働者数	5 人
事業場の所在地	福井市開発1-121-1	雇用保険 被保険者数	5 人
委託事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 概算保険料、確定保険料その他労働保険料及び一般拠出金並びにこれに係る徴収金の申告・納付に関する事務</li> <li>● 雇用保険の被保険者資格の取得及び喪失の届出、被保険者の転入及び転出の届出その他雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務(個人番号関係事務を含む。)</li> <li>● 保険関係成立届、労災保険又は雇用保険の任意加入申請書、雇用保険の事業所設置届等の提出に関する事務</li> <li>● 労災保険の特別加入の申請等に関する事務</li> <li>● その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務</li> </ul>		
委託事務処理 開始年月日	(予定) 令和 7 年 4 月 1 日 より		
<p>上記のとおり貴組合に労働保険事務等の処理を委託します。 ただし、「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」(組様式第4号)は、貴組合が指定する期日まで に当方において作成し、提出します。</p> <p style="text-align: right;">(郵便番号 910-8509 ) 電話 (0776) - ( 52 ) 8150 番</p> <p>令和 7 年 3 月 20 日 住所 福井市開発1-121-1</p> <p style="text-align: center;">事業主の</p> <p style="text-align: center;">株式会社ハローワーク商事 代表取締役 福井 大助</p> <p>労働保険事務組合福井中央商工会 殿 氏名</p>			

労働 保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	上記の委託を承諾します。 <del>(承諾できません。)</del>
	1 8	3	0 1	9 0 0 0 0 0 0	1 0 0	
労働 保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	
労働 保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	不承諾の理由
<p>令和 7 年 3 月 20 日 名称 労働保険事務組合 福井中央商工会</p> <p style="text-align: right;">(郵便番号 910 - 8559 ) 電話 (0776) - ( 22 ) 0112 番</p> <p style="text-align: right;">福井市春山1-1-54</p> <p>労働保険事務組合 の所在地</p> <p>株式会社 ハローワーク商事 代表取締役 福井 大助 殿 代表者氏名 田中 一郎</p>						

## 労働保険事務等委託解除通知書

労働 番号	保 険 号	府 県	所 掌	管 轄	基幹番号	枝番号	雇用保 険所 番号	1	8	0	1	-	1	0	0	3	2	1	-	1		
		1	8	3	0	1	9	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	3	2	1	-	1
事業場名		株式会社 ハローワーク商事										常時使用者数		5						人		
事業場の所在地		福井市開発1-121-1										雇用保険被保険者数		5						人		
委託解除の理由		事業廃止の為																				
委託解除年月日		令和 7 年 3 月 31 日																				
<p>上記の理由により労働保険事務等の委託を解除することとしましたので通知します。</p> <p style="text-align: right;">郵便番号 <b>910-8509</b> 電話番号 <b>0776-52-8150</b></p> <p>令和 7 年 3 月 10 日 名称 <b>株式会社 ハローワーク商事</b></p> <p style="text-align: right;">所在地 <b>福井市開発1-121-1</b></p> <p style="text-align: right;">代表者氏名 <b>代表取締役 福井 大助</b></p> <p style="text-align: left;"><b>労働保険事務組合福井中央商工会 殿</b></p>																						

<p>令和 7 年 3 月 10 日付で通知がありました労働保険事務等の委託解除を認めます。</p> <p style="text-align: right;">郵便番号 <b>910-8559</b> 電話番号 <b>0776-22-0112</b></p> <p>令和 7 年 3 月 10 日 名称 <b>労働保険事務組合福井中央商工会</b></p> <p style="text-align: right;">所在地 <b>福井市春山1-1-54</b></p> <p style="text-align: right;">代表者氏名 <b>田中 一郎</b></p> <p style="text-align: left;"><b>株式会社 ハローワーク商事 代表取締役 福井 大助 殿</b></p>																					
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

### Ⅲ 委託事業場に関する届出等事務

#### 1. 届出等

##### (1) 労働保険事務の処理を受託したとき

「労働保険関係成立届（事務処理委託届）」（様式第1号、以下「成立届」）を事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（以下「**組**管轄安定所」）又は監督署（以下「**組**管轄監督署」）に提出してください。

雇用保険の新規適用を伴う場合は「雇用保険適用事業所設置届」（以下「設置届」）及び「雇用保険被保険者資格取得届」（以下「取得届」）を、個別からの委託又は委託替えの場合は「雇用保険事業主事業所各種変更届」（以下「各種変更届」）を提出してください。なお、提出先は委託事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（以下「**事**管轄安定所」）です。

##### ア 新たに保険関係が成立した事業場が事務委託した場合（新規成立委託）

取扱事例	提出書類	提出先
一元労災保険	成立届	<b>組</b> 管轄安定所
一元両保険	成立届	<b>組</b> 管轄安定所
一元雇用保険 二元雇用保険	設置届、取得届	<b>事</b> 管轄安定所
二元労災保険	成立届	<b>組</b> 管轄監督署

##### イ 個別で保険関係が成立している事業場が事務委託した場合

###### 他の事務組合から委託替えした場合

取扱事例	提出書類	提出先
一元労災保険	成立届	<b>組</b> 管轄安定所
一元両保険	成立届	<b>組</b> 管轄安定所
一元雇用保険 二元雇用保険	各種変更届	<b>事</b> 管轄安定所
二元労災保険	成立届	<b>組</b> 管轄監督署

（注）個別からの事務委託については、委託前の確定保険料申告書の提出を指導してください。

##### (2) 委託を解除したとき

「労働保険事務処理委託解除届」（様式第17号、以下「委託解除届」）を**組**管轄安定所又は**組**管轄監督署に提出してください。

事業の廃止による委託解除の場合には「雇用保険適用事業所廃止届」（以下「廃止届」）及び雇用保険被保険者資格喪失届（以下「喪失届」）を**事**管轄安定所に提出してください。

ア 保険関係が消滅したことにより委託解除する場合（事業廃止）

取扱事例	提出書類	提出先
一元労災保険	委託解除届	③組 管轄安定所
一元両保険 一元雇用保険	委託解除届	③組 管轄安定所
二元雇用保険	廃止届、喪失届等	④事 管轄安定所
二元労災保険	委託解除届	③組 管轄監督署

イ 委託事業場が個別へ移行する場合及び委託替えの場合

取扱事例	提出書類	提出先
一元労災保険 一元両保険 一元雇用保険 二元雇用保険	委託解除届	③組 管轄安定所
二元労災保険	委託解除届	③組 管轄監督署

(注) 個別移行については、移行後の労働保険成立届、各種変更届の提出を指導してください。

(3) 次の事項に変更が生じた場合

「労働保険名称、所在地等変更届」(様式第2号、以下「名称、所在地等変更届」)、及び雇用保険が成立している事業については各種変更届を提出してください。

ア 事業主又は事業の名称、所在地、事業の種類に変更があった場合

① 事業主又は事業の名称、所在地、事業の種類に係る変更

取扱事例	提出書類	提出先
一元労災保険	名称、所在地等変更届	③組 管轄安定所
一元両保険 一元雇用保険	名称、所在地等変更届	③組 管轄安定所
二元雇用保険	各種変更届	④事 管轄安定所
二元労災保険	名称、所在地等変更届	③組 管轄監督署

(注) 法人の代表者の変更については、提出の必要はありません。

② 事業が他の安定所管内に移転した場合

取扱事例	提出書類	提出先
一元労災保険	名称、所在地等変更届	③組 管轄安定所
一元両保険 一元雇用保険	名称、所在地等変更届	③組 管轄安定所
二元雇用保険	各種変更届	移転後の④事 管轄安定所
二元労災保険	名称、所在地等変更届	③組 管轄監督署

イ 保険関係に変更があった場合

- ① 一元適用事業の両保険から労災保険のみに変更した場合  
一元適用事業の労災保険のみから両保険に変更した場合

取扱事例	提出書類	提出先
一元労災保険 ↓ 一元両保険	成立届 ※名称、所在地等変更届でも可 設置届、取得届（転勤届）	③ 管轄安定所 ④ 管轄安定所
一元両保険 ↓ 一元労災保険	名称、所在地等変更届 廃止届、喪失届等	③ 管轄安定所 ④ 管轄安定所

- ② 一元適用事業の両保険から二元適用事業に変更した場合  
二元適用事業から一元適用事業の両保険に変更した場合

取扱事例	提出書類	提出先
一元両保険 ↓ 二元雇用保険 二元労災保険	委託解除届 成立届 各種変更届	③ 管轄安定所 ③ 管轄安定所 ③ 管轄監督署 ④ 管轄安定所
二元雇用保険 二元労災保険 ↓ 一元両保険	委託解除届 成立届 各種変更届	③ 管轄安定所 ③ 管轄監督署 ③ 管轄安定所 ④ 管轄安定所

〈留意事項〉

- (a) 委託事務は、事務の基本である事務処理規約の定めるところに従い正確かつ迅速に処理されなければなりません。
- (b) 事務組合は、常時委託事業主との連絡を密にして、届出事項を正確に把握するため、委託事業主からの届出(申請)事項の通知(報告)は、なるべく文書によって行ってください。電話や口頭で受けた場合は、必ず記録し、行き違いや間違いの生じないようにしてください。
- (c) 離職証明書の記入に必要な賃金の支払状況は必ず文書で報告させてください。
- (d) 事業主・事業場の変更及び労働者(被保険者)の異動に関する届出にあたっては、事務組合の備付け帳簿へ必ず記録してください。
- (e) 雇用保険の被保険者への各種の確認通知行為を必ず履行してください。



## 2. 保険関係成立届について

成立届は徴収法上の適用事業としての基本となる重要な届書ですから、誤りのないように記入して提出ください。なお、この保険関係成立届は、事務処理委託届も兼ねています。

- (1) 労働保険事務の処理を受託した場合
- (2) 保険関係変更に伴い、労働保険番号が変更となった場合

### 〈留意事項〉

記入にあたっては、届書4枚目の〔記入に当たっての注意事項〕のほか、下記の各事項にも十分注意のうえ記入してください。

- ア 届書の提出先及び届出年月日を記入する。
- イ ①欄は、継続事業の一括の認可を受けている事業を除き、記入を省略して差し支えない。
- ウ 「※労働保険番号」欄は、事務組合で記入する。
- エ ②欄及び⑰～⑳欄は、事業と事業主の内容を混同させない。
- オ ③欄は、業種の決定上極めて重要な事項のため、製造工程又は作業内容及び製品名等について事業主から十分聴取し、労災保険率適用事業細目表を参照したうえで事業の種類が明確にわかるように記入する。当該欄に書ききれない場合は、事業内容を詳細に記載した別紙を添付する。
- カ ④欄は、労災保険率適用事業細目表に基づく事業の種類及び事業の種類番号（4桁）を記入する。
- キ ⑤欄は、委託前に保険関係が成立しているときは、該当する保険関係に丸印を、新規成立のときは、斜線を引く。
- ク ⑥欄は、それぞれ最初にその事業が適用事業となった年月日を記入する。したがって個別又は他の事務組合から委託換えしたときは当初の成立年月日を記入する。
- ケ ⑨欄は事務組合の名称を記入する。
- コ ⑲欄はその事業が最初に適用事業となった年月日を記入する。
- サ ⑳欄は、個別から委託及び他の事務組合から委託換えしたときは、委託前に成立していた保険関係に係る労働保険番号を記入する。
- シ 「※雇用保険の事業所番号」欄に雇用保険の事業所番号を記入する。
- ス 読取部の記入に際しては、できるだけ丁寧に記入する。

※委託換えの場合で、特別加入を委託先の事務組合で継続委託する場合には、旧の事務組合が発行する委託解除通知書の写しを添付することで、特別加入申請書を提出しなくても特別加入の継続ができます。

### 3. 事務処理委託解除届について

委託している事業が以下に該当する場合は、委託解除届を届け出てください。

- (1) 委託している事業を委託解除した場合
- (2) 保険関係変更に伴い、労働保険番号が変更となった場合

#### 〈留意事項〉

記入にあたっては、届書欄外の〔注意〕書きのほか、下記の各事項にも十分注意のうえ記入してください。

- ア 届書の提出先及び届出年月日を記入する。
- イ 「④労働保険番号」欄、「⑤事務処理委託解除年月日」欄、「⑥委託解除理由」欄は、事務組合で記入する。
- ウ ②欄及び③欄は、事業と事業主の内容を混同させない。

### 4. 名称、所在地等変更届について

次の事項の全部又は一部に変更が生じた時は必ず提出ください。

- (1) 事業、事業主の名称、所在地、郵便番号及び電話番号  
住居表示変更のときも、届け出てください。
- (2) 事業の種類

(注) 成立届を提出の際に事業の種類を誤って届出してあることを発見したときは、速やかに監督署・安定所を経由して徴収室に届け出てください。

#### 〈留意事項〉

記入にあたっては、届書4枚目の〔記入にあたっての注意事項〕のほか、下記の各事項にも十分注意のうえ記入してください。

- ア 届書の提出先及び届出年月日を記入する。
- イ 「⑨労働保険番号」欄は事務組合で記入する。
- ウ ①欄及び②欄は事業と事業主の内容を混同させない。
- エ 変更事項が明確にわかるようにするため、「変更前」の各欄はすべて記入し、「変更後」の各欄は変更のあった事項に係る内容のみ記入する。
- オ ⑦欄は、事業の種類変更に伴い労災保険率も変更されることが非常に多くあるため、事業内容について事業主との連絡調整を密にして誤りのないように記入する。また、事業の種類番号も4桁で記入する。当該欄に書ききれない場合は、事業内容を詳細に記載した別紙を添付する。

※お願い：届書下方の余白に、事務組合名の記載をお願いいたします。

労働保険 { 0: 保険関係成立届(継続)(事務処理委託届)  
1: 保険関係成立届(有期)  
2: 任意加入申請書(事務処理委託届)

00年0月00日

種別 31600

福井 労働局長 労働基準監督署長 公共職業安定所長 殿

〒労働保険番号 18301931230-123

郵便番号 910-8580 住所(つづき) 町村名 フクイシ

住所(つづき) 町村名 オオテ

住所(つづき) 丁目・番地 3-17-1

住所(つづき) ビル・マンション名等

住所(つづき) 町村名 福井市

住所(つづき) 町村名 大手

住所(つづき) 丁目・番地 3-17-1

住所(つづき) ビル・マンション名等

名称・氏名 カフシキカイシヤ

名称・氏名(つづき) フクイシヨウシ

名称・氏名(つづき)

電話番号(市外局番) 0776- 市内局番 20- 番号 0395

名称・氏名 株式会社

名称・氏名(つづき) 福井商事

名称・氏名(つづき)

① 住所又は所在地 福井市中央1-1-1

② 事業主 株式会社 福井商事

③ 事業の概要 紳士服の卸売販売

④ 事業の種類 卸売業(9801)

⑤ 加入済の労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険 (ハ) 雇用保険

⑥ 保険関係成立年月日 (労災) 00年0月00日 (雇用) 00年0月00日

⑦ 雇用保険被保険者数 一般・短期 5人 日雇 0人

⑧ 資金総額の見込額 15,000 千円

⑨ 委託事務組合 福井中央商会

代表者氏名 山田 一郎

⑩ 事業内容 労働保険及び一般提出金業務の一切(印紙保険料に関する事務を除く)

⑪ 事業開始年月日 年 月 日

⑫ 事業終了年月日 年 月 日

⑬ 建設の事業の請負金額 円

⑭ 立木の伐採の事業の産材見込生産量 エカメートル

⑮ 住所又は所在地 氏名又は名称

⑯ 発注者

⑰ 保険関係成立年月日(31600又は31601のとき) 9-00-000-000

⑱ 任意加入認可年月日(31600のとき) (元号:令和は9)

⑲ 事務処理委託年月日(31600又は31602のとき) 事務終了予定年月日(31601のとき) (元号:令和は9)

⑳ 常時使用労働者数 十 万 千 百 十 五

㉑ 加入済労働保険番号(31600又は31602のとき)

㉒ 雇用保険被保険者数(31600又は31602のとき) 十 万 千 百 十 五

㉓ 免除対象高年齢労働者数(31600又は31602のとき)

㉔ 労災保険理由コード(31600のとき)

㉕ 適用済労働保険番号1

㉖ 適用済労働保険番号2

㉗ 適用済労働保険番号3

㉘ 適用済労働保険番号4

㉙ 適用済労働保険番号5

㉚ 適用済労働保険番号6

㉛ 適用済労働保険番号7

㉜ 適用済労働保険番号8

㉝ 適用済労働保険番号9

㉞ 適用済労働保険番号10

㉟ 適用済労働保険番号11

㊱ 適用済労働保険番号12

㊲ 適用済労働保険番号13

㊳ 適用済労働保険番号14

㊴ 適用済労働保険番号15

㊵ 適用済労働保険番号16

㊶ 適用済労働保険番号17

㊷ 適用済労働保険番号18

㊸ 適用済労働保険番号19

㊹ 適用済労働保険番号20

㊺ 適用済労働保険番号21

㊻ 適用済労働保険番号22

㊼ 適用済労働保険番号23

㊽ 適用済労働保険番号24

㊾ 適用済労働保険番号25

㊿ 適用済労働保険番号26

㊿ 適用済労働保険番号27

㊿ 適用済労働保険番号28

㊿ 適用済労働保険番号29

㊿ 適用済労働保険番号30

㊿ 適用済労働保険番号31

㊿ 適用済労働保険番号32

㊿ 適用済労働保険番号33

㊿ 適用済労働保険番号34

㊿ 適用済労働保険番号35

修正項目(英数・カナ)

修正項目(漢字)

修正年月日(元号:平成は7)

修正者番号 1234567891011

事業主氏名(法人のときはその名称及び代表者の氏名) 株式会社 福井商事 代表取締役 福井太郎





## 5. 委託事業に関する届出等事例

取扱事例		事務処理		提出先	留意事項	
		内部処理	届出・申請等の種類			
1. 労働保険事務処理の委託を受けたとき		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事務委託書の取り交わし</li> <li>■ 賃金等の報告の受理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保険料申告書</li> <li>■ 申告書内訳</li> </ul>	労働保険徴収室		
新規 委託	一元適用事業	(1)一元労災・雇用の適用事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 委託事業主名簿記載</li> <li>■ 徴収及び納付簿記載</li> <li>■ 事務等処理簿の整理</li> <li>■ 事務処理規約の交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 成立届（事務処理委託届）</li> <li>■ 雇用保険適用事業所設置届</li> <li>■ // 被保険者資格取得届</li> <li>■ // // 転勤届</li> <li>■ 特別加入申請書（中小事業主等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 管轄安定所</li> <li>③ 管轄安定所</li> <li>④ 管轄監督署</li> </ul>	
		(2)一元労災の適用事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 成立届（事務処理委託届）</li> <li>■ 特別加入申請書（中小事業主等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 管轄安定所</li> <li>④ 管轄監督署</li> </ul>	
		(3)一元雇用から一元労災・雇用適用事業（労災を新規委託）		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 成立届（事務処理委託届）</li> <li>※名称、所在地変更届でも可</li> <li>■ 特別加入申請書（中小事業主等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 管轄安定所</li> <li>④ 管轄監督署</li> </ul>	
		(4)一元労災から一元労災・雇用適用事業（雇用を新規委託）		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 成立届（事務処理委託届）</li> <li>※名称、所在地変更届でも可</li> <li>■ 雇用保険適用事業所設置届</li> <li>■ // 被保険者資格取得届</li> <li>■ 特別加入申請書（中小事業主等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 管轄安定所</li> <li>③ 管轄安定所</li> <li>④ 管轄監督署</li> </ul>	
	二元適用事業	(1)二元雇用の適用事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 成立届（事務処理委託届）</li> <li>■ 雇用保険適用事業所設置届</li> <li>■ // 被保険者資格取得届</li> <li>■ // // 転勤届</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 管轄安定所</li> <li>③ 管轄安定所</li> </ul>	
		(2)二元労災の適用事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 成立届（事務処理委託届）</li> <li>■ 特別加入申請書（中小事業主等）</li> </ul>	④ 管轄監督署	
	その他の適用事業	一人親方、家内労働者等の特別加入団体、又は海外派遣者特別加入事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特別加入団体に関する書類の整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 成立届（事務処理委託届）</li> <li>■ 特別加入申請書（一人親方等）</li> <li>■ 特別加入申請書別紙（一人親方等名簿）</li> <li>■ 特別加入申請書（海外派遣者）</li> <li>■ 特別加入申請書別紙（海外派遣者名簿）</li> </ul>	④ 管轄監督署	
個別から委託替え	個別から事務組合に委託する場合及び他事務組合からの委託替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事務等処理簿の整理</li> <li>■ 適用事業所及び被保険者に係る関係書類の継承等の事務処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 成立届（事務処理委託届）</li> <li>■ 雇用保険事業主事業所各種変更届</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 管轄安定所（二元労災適用のみ）</li> <li>④ 管轄監督署</li> <li>③ 管轄安定所</li> </ul>		

取扱事例		事務処理		提出先	留意事項		
		内部処理	届出・申請等の種類				
2. 委託事業に変更があったとき		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 委託事業主名簿の整理</li> <li>■ 徴収及び納付簿の整理</li> <li>■ 事務等処理簿の整理</li> </ul>					
事業主及び名称・所在地変更	事業主、事業場の名称変更及び住所変更			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 名称、所在地等変更届</li> <li>■ 雇用保険事業主事業所各種変更届</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 管轄安定所 (二元労災適用のみ)</li> <li>③ 管轄監督署</li> <li>④ 管轄安定所</li> </ul>	法人の代表者変更の場合は届出不要。	
	管轄が異なる所在地変更	(1)一元適用・二元雇用保険の安定所管轄が異なる所在地変更			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 名称、所在地等変更届</li> <li>■ 雇用保険事業主事業所各種変更届</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 管轄安定所</li> <li>④ 管轄安定所</li> </ul>	住所表示の変更が行われた場合にも届け出てください。
	(2)二元労災保険の監督署管轄が異なる所在地変更			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 名称、所在地等変更届</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 管轄監督署</li> </ul>		
事業の種類変更	(1)一元適用又は二元適用事業内での変更			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 名称、所在地等変更届</li> <li>■ 雇用保険事業主事業所各種変更届</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 管轄安定所 (二元労災適用のみ)</li> <li>③ 管轄監督署</li> <li>④ 管轄安定所</li> </ul>		
	(2)一元適用事業から二元適用事業へ変更 (例) 18302-934560 →18302-934562 18103-934565 18103-934566			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事務処理委託解除届</li> <li>■ 雇用保険事業主事業所各種変更届</li> <li>■ 成立届 (事務処理委託届)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 管轄安定所</li> <li>④ 管轄安定所</li> <li>② 管轄安定所及び</li> <li>③ 管轄監督署</li> </ul>		
	(3)二元適用事業から一元適用事業へ変更 (例) 18302-934562 18103-934565 →18302-934560			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事務処理委託解除届</li> <li>■ 雇用保険事業主事業所各種変更届</li> <li>■ 成立届 (事務処理委託届)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 管轄安定所及び</li> <li>③ 管轄監督署</li> <li>④ 管轄安定所</li> <li>② 管轄安定所</li> </ul>		

取扱事例		事務処理		提出先	留意事項
		内部処理	届出・申請等の種類		
特別加入に関する変更	(1) 中小事業主等の氏名、業務又は作業の内容、事業主との関係、新たに特別加入者でなくなった者の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 委託事業主名簿の整理</li> <li>■ 徴収及び納付簿の整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別加入に関する変更届 (中小事業主及び一人親方等)</li> <li>・ 特別加入に関する変更届 (海外派遣者)</li> </ul>	② 管轄監督署	
	(2) 給付基礎日額の変更 (一人親方、家内労働者等の特別加入団体)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給付基礎日額変更申請書 (特別加入)</li> <li>(保険年度途中での変更は認められません)</li> </ul>	② 管轄監督署	中小事業主等及び海外派遣者の日額変更は年更時に申告内訳書に変更日額を表示し、申請書の提出に変わります。
	(3) 特別加入を脱退する場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別加入脱退申請書 (中小事業主等)</li> </ul>	② 管轄監督署	脱退は特別加入者全員が対象です。なお、委託解除の場合は提出を省略できます。



取扱事例		事務処理		提出先	留意事項	
		内部処理	届出・申請等の種類			
3. 労働保険事務組合の委託を解除したとき		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 委託事業主名簿の整理</li> <li>■ 徴収及び納付簿の整理</li> <li>■ 事務等処理簿の整理</li> <li>■ 委託解除通知書の取り交わし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保険料申告書</li> <li>■ 申告書内訳</li> </ul>	労働保険徴収室		
委託	一元適用事業		(1)一元適用事業の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事務処理委託解除届</li> <li>■ 雇用保険適用事業所廃止届</li> <li>■ 雇用保険被保険者資格喪失届</li> <li>■ // 離職証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 管轄安定所</li> <li>⑤ 管轄安定所</li> </ul>	
			(2)一元適用事業で個別への移行及び他組合への委託替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事務処理委託解除届</li> </ul>	④ 管轄安定所	雇用保険関係書類を事業主に返却  事業主に個別としての成立届提出の指導
			(3)一元適用事業で雇用の事業の廃止(労災のみ残る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事務処理委託解除届</li> <li>■ 雇用保険適用事業所廃止届</li> <li>■ 雇用保険被保険者資格喪失届</li> <li>■ // 離職証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 管轄安定所</li> <li>⑤ 管轄安定所</li> </ul>	
解除	二元適用事業		(1)二元雇用の適用事業の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事務処理委託解除届</li> <li>■ 雇用保険適用事業所廃止届</li> <li>■ 雇用保険被保険者資格喪失届</li> <li>■ // 離職証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 管轄安定所</li> <li>⑤ 管轄安定所</li> </ul>	
			(2)二元雇用の適用事業で個別適用への移行及び他組合への委託換え	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事務処理委託解除届</li> </ul>	④ 管轄安定所	雇用保険関係書類を事業主に返却  事業主に個別としての成立届提出の指導
			(3)二元労災の適用事業で ・廃止 ・個別適用への移行 ・他組合への委託換え	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事務処理委託解除届</li> </ul>	④ 管轄監督署	

取扱事例		事務処理		提出先	留意事項	
		内部処理	届出・申請等の種類			
委託解除	その他	(1)一人親方、家内労働者等の特別加入団体の事業廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 委託事業主名簿の整理</li> <li>■ 徴収及び納付簿の整理</li> <li>■ 委託解除通知書の取り交わし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事務処理委託解除届</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 管轄監督署</li> </ul>	
		(2)海外派遣者の特別加入事業の事業廃止				
		(3)海外の事業終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 委託解除通知書の取り交わし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特別加入脱退申請書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 管轄監督署</li> </ul>	
		(4)二以上の継続事業（同一事業主）を有する委託事業主から、各事業に係る保険料納付事務の一括処理の申出があった場合（新規の適用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 委託事業主名簿の整理</li> <li>■ 徴収及び納付簿の整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 継続事業一括申請書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 管轄安定所（二元労災適用のみ）</li> <li>④ 管轄監督署</li> </ul>	新規に成立する事業を一括処理する場合は、成立届を提出して労働保険番号の付与を受けた後に一括申請をする。

取扱事例		事務処理		提出先	留意事項
		内部処理	届出・申請等の種類		
4. 雇用保険被保険者に係る処理		■ 事務等処理簿の整理		④ 管轄安定所	
雇用保険被保険者に係る処理	(1) 雇用する労働者が雇用保険の被保険者となった場合	■ 雇用保険被保険者資格取得届 (注) 既に雇用保険被保険者証を受けている者については被保険者証を添える			確認通知書等を事業主に返戻する
	(2) 雇用する被保険者が離職その他の理由で被保険者でなくなった場合	■ 雇用保険被保険者資格喪失届 ■ // 離職証明書 (離職の場合)			
	(3) 雇用する被保険者を他の事務所に転勤させる場合	■ 雇用保険被保険者転出届			

## IV 継続事業の一括

労働保険の保険関係は、個々の適用事業単位に成立するのが原則ですから、一つの会社でも支店や営業所ごとに数個の保険関係が成立することがあります。

しかし、事業主の事務処理の便宜と簡素化を図る観点から、一定の要件を満たす継続事業については、これら複数の保険関係を厚生労働大臣が指定した一つの事業（以下「指定事業」）でまとめて処理することができ、これを継続事業の一括といいます。この継続事業の一括は、事業主の申請に基づく厚生労働大臣の認可が必要です。

### 1. 継続事業一括の要件

継続事業の事業主が、保険関係が成立している 2 以上の事業について継続事業の一括の認可を受けようとするときは、次のすべての要件に該当しなければなりません。

- (1) 継続事業であること
- (2) 指定事業と被一括事業の事業主が同一であること
- (3) それぞれの事業が次のいずれかに該当すること
  - ① 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち二元適用事業
  - ② 雇用保険に係る保険関係が成立している事業のうち二元適用事業
  - ③ 労災保険及び雇用保険の両保険に係る保険関係が成立している一元適用事業
- (4) それぞれの事業が、労災保険率表による事業の種類が同じであること。
- (5) 指定事業において、被一括事業の使用労働者数及び労働者に支払われる賃金の明細の把握ができていること。
- (6) 労働保険事務を円滑に処理する能力を有していること。

### 2. 継続事業の一括の効果

一括申請が認可されますと、指定事業に保険関係がまとめられ他の被一括事業についての保険関係は消滅します。保険関係が消滅した事業については保険料の確定精算が必要です。

### 3. 継続事業の一括の認可(追加)申請

継続事業の一括の認可を受けようとするときは、「労働保険継続事業一括認可(追加)申請書」(様式第 5 号)を事務組合の所在地を管轄する労働基準監督署又は公共職業安定所を經由して福井労働局長に提出してください。

なお、被一括事業の保険関係が成立していない場合は、被一括事業の保険関係成立届を併せて提出してください。

### 4. 一括されている事業の一部又は全部の取消

被一括事業の一部又は全部を取り消すときは、「労働保険継続事業一括取消申請書」(様式第 5 号)に取り消す被一括事業を記載し、事務組合の所在地を管轄する労働基準監督署又は公共職業安定所を經由して福井労働局長に提出してください。

なお、被一括事業の廃止による認可取消の場合は、同時に委託解除届の提出が必要です。

## 5. 被一括事業の名称・所在地の変更

被一括事業の名称・所在地が変更となったときは、「継続被一括事業名称・所在地変更届」（様式第5号の2）の必要事項を記入のうえ、事務組合の所在地を管轄する労働基準監督署長又は公共職業安定所長を経由して福井労働局長に提出してください。

## 6. 指定事業の労働保険番号の変更

継続事業の一括の認可を受けている事業主が下記の理由により労働保険番号が変更となるときは、申請により被一括事業をそのまま引き継ぐことが可能です。

### (1) 個別から委託

個別から事務組合へ委託した場合は、「労働保険継続事業一括変更申請書」（様式第5号の2）の必要事項（③欄に旧労働保険番号、⑰欄に新労働保険番号）を記入のうえ、事務組合の所在地を管轄する労働基準監督署又は公共職業安定所を経由して福井労働局長に提出してください。

### (2) 委託から個別

委託から個別に移行した場合は、移行後の労働保険成立届の提出と同時に「労働保険継続事業一括変更申請書」（様式第5号の2）を提出するよう事業主に指導ください。

なお、事務組合は指定事業だけでなく被一括事業を含めた委託解除届の提出が必要です。

### (3) 委託替え

委託替えの場合は、

ア 旧事務組合にて、「労働保険継続事業一括取消申請書」（様式第5号）に委託解除する指定事業を記載し、旧事務組合の所在地を管轄する労働基準監督署又は公共職業安定所を経由して福井労働局長に提出してください。

また、指定事業だけでなく被一括事業を含めた委託解除届の提出が必要です。

イ 新事務組合にて、「労働保険継続事業一括認可申請書」（様式第5号）に引き継ぐ被一括事業を記載し、新事務組合の所在地を管轄する労働基準監督署又は公共職業安定所を経由して福井労働局長に提出してください。

※ 「労働保険継続事業一括認可・追加・取消申請書」及び「労働保険継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届」提出の際は、下方の余白に、事務組合名の記載をお願いいたします。



被一括事業の一部取消の場合

様式第5号(第10条関係)

労働保険  
継続事業一括認可・追加・取消申請書

提出用

種別  修正項目番号

① 下記のとおり継続事業の一括に係る { 新規認可の追加  認可の取消  } の申請をします。

指定を受けることを希望する事業又は既に指定を受けている事業

③ 労働保険番号	府県 所掌 管轄(1) 基幹番号 枝番号	② 申請年月日 (元号: 令和は9)
31640	18301933950 - 567	9 - 00年 - 00月 - 00日
④ 所在地	郵便番号	⑥ 保険関係成立区分 ⑦ 事業の種類
福井市春山 1-15-1	910-8580	(イ) 労災・雇用 (ロ) 労災 (ハ) 雇用 (イ) 労災・雇用 (ロ) 労災 (ハ) 雇用 (イ) 労災・雇用 (ロ) 労災 (ハ) 雇用 (イ) 労災・雇用 (ロ) 労災 (ハ) 雇用
⑤ 名称	電話番号	
春山産業株式会社	0776-20-0395	

  

申請書の指定事業に一括され又は一括を取消される事業	⑧ 労働保険番号	府県 所掌 管轄(1) 基幹番号 枝番号	※認可コード	※管轄(2)	⑩ 整理番号
					0003
	⑩ 所在地	郵便番号	⑪ 保険関係成立区分	⑫ 事業の種類	
	越前市中央 2-8-23	915-0614	(イ) 労災・雇用 (ロ) 労災 (ハ) 雇用 (イ) 労災・雇用 (ロ) 労災 (ハ) 雇用 (イ) 労災・雇用 (ロ) 労災 (ハ) 雇用	その他の各種事業	
	⑬ 名称	電話番号			
	春山産業株式会社 丹南支店	0778-22-4078			

  

申請書の指定事業に一括され又は一括を取消される事業	⑧ 労働保険番号	府県 所掌 管轄(1) 基幹番号 枝番号	※認可コード	※管轄(2)	⑩ 整理番号
	⑩ 所在地	郵便番号	⑪ 保険関係成立区分	⑫ 事業の種類	

  

申請書の指定事業に一括され又は一括を取消される事業	⑧ 労働保険番号	府県 所掌 管轄(1) 基幹番号 枝番号	※認可コード	※管轄(2)	⑩ 整理番号
	⑩ 所在地	郵便番号	⑪ 保険関係成立区分	⑫ 事業の種類	

  

申請書の指定事業に一括され又は一括を取消される事業	⑧ 労働保険番号	府県 所掌 管轄(1) 基幹番号 枝番号	※認可コード	※管轄(2)	⑩ 整理番号
	⑩ 所在地	郵便番号	⑪ 保険関係成立区分	⑫ 事業の種類	

※認可・取消年月日 (元号: 令和は9)  
元号 - 年 - 月 - 日 (項23)

※データ指示コード  
 (項24)

※修正項目  
 (項25)

- 1. 新規申請
- 3. 追加の申請
- 4. 認可の取消

福井労働局長 殿

事業主

住所 福井市春山 1-15-1  
春山産業株式会社  
氏名 代表取締役春山花子  
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

春山労働保険事務協会

# 被一括事業の所在地の変更の場合

様式第5号の2 (第10条関係)

## 労働保険 継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届

提出用

種別 **31642** 申請項目番号  申請項目番号  ① 下記のとおり継続事業の一括に係る  指定事業の変更  被一括事業の名称等の変更 } の申請・届をします。

申請年月日 (元号:令和は9) **9-00-00-00** (項2)

申請可能年月日 (元号:令和は9)  -  年 -  月 -  日 (項3)

指定を受けている事業

労働保険種別	府県 所管 管轄(1)	基幹番号	枝番号
<b>18301933950</b>		<b>-567</b>	

所在地 **福井市春山 1-15-1** 郵便番号 **910-8580**

名称 **春山産業株式会社** 電話番号 **0776-20-0395**

労働関係成立区分  労働・雇用  災害  失業  その他各種事業

整理番号 **0003** 労働者数 **10** 管轄(2)  所管 所管 管轄(1)

所在地 (カナ)

〒 **914-0055** **ツルカシ**

所在地 (つづき) **カナワチヨウ**

所在地 (つづき) **1-7-3**

所在地 (つづき)

所在地 (つづき)

所在地 (漢字)

所在地 **敦賀市**

所在地 (つづき) **鉄輪町**

所在地 (つづき) **1-7-3**

所在地 (つづき)

所在地 (つづき)

名称・氏名

名称・氏名 (つづき)

名称・氏名 (つづき)

名称・氏名 (つづき)

電話番号 (市外局番) **0770** - 市内局番 **22-0745**

名称・氏名

名称・氏名 (つづき)

名称・氏名 (つづき)

所在地 **敦賀市中央 1-7-5** 郵便番号 **914-0811**

名称 **春山産業株式会社 敦賀支店** 電話番号 **0776-22-1230**

- ② 被一括事業の名称等の変更  
③ 地方からの一括登記  
④ 項目の訂正  
⑤ 指定事業を同一局の被一括事業に変更  
⑥ 指定事業を同一局の別事業に変更  
⑦ 指定事業の移動

変更後の労働保険番号

申請年月日 (訂正後) (元号:令和は9)  年  月  日 (項26)

追加申請年月日 (訂正後) (元号:令和は9)  年  月  日 (項29)

変更申請年月日 (訂正後) (元号:令和は9)  年  月  日 (項30)

取消申請年月日 (訂正後) (元号:令和は9)  年  月  日 (項31)

取消申請年月日 (訂正後) (元号:令和は9)  年  月  日 (項32)

取消申請年月日 (訂正後) (元号:令和は9)  年  月  日 (項33)

取消申請年月日 (訂正後) (元号:令和は9)  年  月  日 (項34)

取消申請年月日 (訂正後) (元号:令和は9)  年  月  日 (項35)

修正項目 (カナ・労働者数)

修正項目 (漢字)

事業主 **福井市春山 1-15-1 春山産業株式会社**

住所 **福井市春山 1-15-1 春山産業株式会社**

氏名 **代表取締役 春山花子**  
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

福井 労働局長 殿 春山労働保険事務協会





## V 労災保険のメリット制について

労災保険率は、事業主間の公平を期するため、事業の種類ごとに災害率等に応じて定められていますが、事業の種類が同一であっても作業工程、機械設備あるいは作業環境の良否、災害防止努力等によって個々の事業ごとの災害率にはかなりの高低が認められます。

そこで、事業主の負担の具体的公平を図るとともに、災害防止努力を増進させるため、一定規模以上の事業については、個々の事業の災害率の高低に応じて労災保険料率を増減させる制度が労災保険に係る「メリット制」と呼ばれるものです。

### 1. メリット制の適用を受ける事業（継続事業）

メリット制の適用を受ける事業は、メリット制により労災保険料率が上下される保険年度の前々年度に属する3月31日現在（以下、「基準日」）において、労災保険に係る保険関係成立後3年以上経過しており、基準日の属する保険年度から過去に遡って連続する3保険年度中の各保険年度（令和6年度に係るのは令和2、3、4年度）において、次のいずれかを満たしている事業です。

- (1) 100人以上の労働者を使用する事業
- (2) 20人以上100人未満の労働者を使用する事業であって、当該労働者の数に当該事業に適用される保険料率（基準料率）から非業務災害率（0.6/1,000）を減じた率を乗じて得た数が0.4以上の事業
- (3) 有期事業の一括が行われている建設の事業及び立木の伐採の事業については、確定保険料額が40万円以上である事業

### 2. メリット労災保険率

基準日の属する保険年度から遡って連続する3保険年度（令和6年度に係るのは令和2、3、4年度）におけるその事業の業務災害率の高低（メリット収支率）およびメリット増減率表に基づき、その事業における労災保険率から非業務災害率を減じた率を40%（一括有期事業のうち、立木の伐採の事業については35%、確定保険料が1保険年度でも40万円以上100万円未満となる場合は30%）の範囲内で上げ下げし、それに非業務災害率を加えた率がメリット労災保険率となります。

メリット労災保険率は、5月末の労働保険年度更新申告書の送付と同時に事務組合に通知されます。

## メリット増減率表

メリット収支率	継続事業		一括有期事業			
	右以外の事業	立木の伐採	建設業 (100万円以上)	建設業 (100万円未満)	立木の伐採 (100万円以上)	立木の伐採 (100万円未満)
10%以下	40%減	35%減	40%減	30%減	35%減	30%減
10%を超え20%以下	35%減	30%減	35%減	25%減	30%減	25%減
20%を超え30%以下	30%減	25%減	30%減	20%減	25%減	20%減
30%を超え40%以下	25%減	20%減	25%減	15%減	20%減	15%減
40%を超え50%以下	20%減	15%減	20%減		15%減	
50%を超え60%以下	15%減	10%減	15%減	10%減	10%減	
60%を超え70%以下	10%減		10%減			
70%を超え75%以下	5%減		5%減		5%減	
75%を超え85%以下	増減なし		増減なし		増減なし	
85%を超え90%以下	5%増		5%増		5%増	
90%を超え100%以下	10%増	10%増	10%増	10%増	10%増	
100%を超え110%以下	15%増		15%増			
110%を超え120%以下	20%増	15%増	20%増	15%増	15%増	15%増
120%を超え130%以下	25%増	20%増	25%増		20%増	
130%を超え140%以下	30%増	25%増	30%増	20%増	25%増	20%増
140%を超え150%以下	35%増	30%増	35%増	25%増	30%増	25%増
150%を超える	40%増	35%増	40%増	30%増	35%増	30%増